

砂川市訓令第9号

令和4年3月28日

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附則第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。